

第 8 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和2年11月25日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第20号 令和2年度熊本県一般会計補正予算（第11号）

専第 20 号

令和2年度熊本県一般会計補正予算（第11号）

令和2年度熊本県の一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 799,089千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,061,228,283千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年10月28日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 48,918,275	千円 630,204	千円 49,548,479
	1 基金繰入金	48,479,044	630,204	49,109,248
2 繰越金		1,958,506	168,885	2,127,391
	1 繰越金	1,958,506	168,885	2,127,391
歳入合計		1,060,429,194	799,089	1,061,228,283

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		<b>45,189,091</b>	<b>701,839</b>	<b>45,890,930</b>
	1 企 画 費	12,205,300	701,839	12,907,139
2 民 生 費		<b>143,935,562</b>	<b>97,250</b>	<b>144,032,812</b>
	1 社会福祉費	75,657,255	97,250	75,754,505
歳 出 合 計		<b>1,060,429,194</b>	<b>799,089</b>	<b>1,061,228,283</b>